

社会福祉法人宝塚すみれ福社会役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人宝塚すみれ福社会の役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬について必要な事項を定めるものとする。

第2条 評議員に支払う報酬は次のとおりとする。

- (1) 評議員会に出席した場合 一回 5,000円

第3条 役員に支払う報酬は次のとおりとする。

- (1) 理事会に出席した場合 一回 5,000円
(2) 理事会出席以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合
一日 5,000円

第4条 評議員選任・解任委員に支払う報酬は次のとおりとする。

- (1) 評議員選任・解任委員会に出席した場合 一回 5,000円

第5条 施設の職員を兼務する役員については、この規定を適用しない。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。